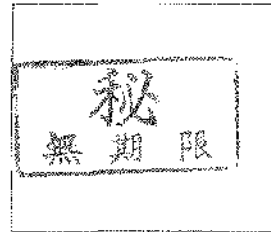


秘密指定解除

公文書監理室

11



決 裁 書

人 <u>秘</u> 官 秘書官 政務次官 事務次官 兼 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 審 議 審 議 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間 <table border="1"> <tr> <td>1類 (永久)</td> <td>2類 (10年)</td> <td>3類 (5年)</td> <td>4類 (1年)</td> </tr> </table> 起案 <u>平成</u> 年 2 月 4 日 決裁 <u>平成</u> 年 月 日 起案者 山本 電話番号 3066	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)			
協 議 先 総務課長 政 策 課 長 会 計 課 長						
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添) 件 名 盧泰愚大統領の訪日(在韓被爆者対策等)						
CA-1 (昭和54. 4. 1改正) 外 務 省		閲覧番号 72				

盧泰愚大統領の訪日（在韓被爆者対策等）

1 . 2 . 4

北東アジア課

本年5～6月にも盧泰愚大統領の訪日が見込まれているところ、この機会に、日韓間の基本的問題を除去し、両国の友好協力関係を更に発展させるため、在韓被爆者及び在サハリン韓国人対策として各々下記Ⅰ．Ⅱ．の措置を取ることとし、その旨来たる首脳会談にて当方より発言することが出来るよう所要の準備を行うこととしたい。

Ⅰ . 在韓被爆者対策

1 . （内容）

人道的観点から、後遺症等に悩んでいる在韓被爆者の治療、福祉向上に資するため、韓国国内に40億円の基金を設け、右日本政府より拠出する（平成2年度予算又は元年度補正予算で手当（ODAの枠を使う）。右は1回限りの拠出とし、今後在韓被爆者関係の予算は要求せず。元年度の4,200万円の予算は当初通り執行。）。

2 . 基本的考え方

（1）現在日韓関係は比較的良好であるが、韓国人の特殊な対日感情等によりその基盤は軟弱。日韓友好協力関係を確固たるものとするためには、将来を指向した人物交流、相互理解の促進と並んで、不幸な過去に起因する諸問題の解決に向け当方として抜本的な措置をと

ることが不可欠。

(2) 在韓被爆者問題は、かかる諸問題の中でも象徴的なものとして最近韓国側より種々のレベルで取り上げられている。当方としても、人道的観点より、まずできるところから協力するとの立場から、平成元年度予算として被爆者に対する治療費等を支援すべく、4,200万円の新規予算を計上したところ。

(3) 右新規予算措置に対し、韓国側は、被爆者は概ね高齢であり、少額の支援を長期間にわたり受けるとの考え方は受入れられず、一時期に相当額の基金を設置すべき旨強く主張。

(4)

(5)

(6) なお、本件協力は、戦後処理の観点から補償として行うものにあらず（補償の問題は請求権協定で決着済み）。過去の不幸な歴史、就中被爆という特殊な出来事に起因し、現在後遺症に悩んでいる被爆者を治療、福祉等の面で人道的立場から支援せんとするもの

3. (とりあえずの積算)

○前提：被爆者約3,000人、残り平均寿命約20年

○積算：(イ) 治療費等(含診断、渡日治療のための渡航費)

.....5万円/人・年×20年×3,000人=30億円

(ロ) 生活保護.....3万円/人・年×20年×3,000人=18億円

(ハ) 被爆者福祉センター設立.....12億円

合計.....60億円

○基金規模：(利子率年5%、20年間で元本食いつぶしを前提)

元本40億円

利子.....40億円×1/2×0.05×20年=20億円

合計.....60億円

(なお、スキームとしては、基本的に平成元年度予算で計上した4、200万円のスキームを活用。)

II. 在サハリン韓国人対策

1. (内容)

平成元年度新たに予算化した、在サハリン韓国人に係る渡航費及び滞在費等の支援に加え、新たに韓国に永久帰還した方の定着に係る費用等を支援するため、毎年必要な額(初年度は2、000万円)を拠出する(平成2年度予算又は元年度補正予算より開始、今般新規に認められた「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」のスキームを利用。)。

2. (基本的考え方)

(1) 在サハリン韓国人問題も、日韓間の過去の不幸な歴史に起因する

諸問題の中で象徴的なもの。我が国としても、人道的立場からその解決に向け出来るかぎりの協力を行うことが重要。よって次の2点についても追加的に協力すべき。

(i) 最近、韓国への永久帰還が認められたケースが出てきているが、ソ連の対外政策の柔化、韓ソ関係の改善に鑑みれば、今後かかるケースが増大することが見込まれる。その場合、在サハリン韓国人の韓国社会定着を円滑にすべく、生活費等の支援を行うことは極めて有意義。

(ii) さらに、韓国においては、残された妻子の老後生活等が問題となっており、養老院設立の動きもあるところ、同養老院の創立、運営費等を支援することも重要。

(2) 平成元年度予算で手当した、渡航費、滞在費の支援は部分的なものであり、上記(i)、(ii)の問題点が手当されてはじめて本件に対する満足ゆく解決策になると考えられる。盧大統領訪日時にかかる補足措置を取れば、本問題の完全解決に向けての道が示されることとなり、日韓友好協力関係強化に資することとなる。

(3) なお、これら支援も我が国の戦後処理の観点から補償として行うものではなく、最近の情勢変化に伴い生じた人道問題に対処すべく協力せんとするもの。

3. (とりあえずの初年度の積算)

○前提：永久帰還のケース年間20件。月5万円の支援。

○積算：(イ) 定着促進費……………20件×5万円×12ヵ月＝1,200万円

(ロ) 養老院等支援……………800万円

計 2,000万円